

議第 39 号

下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者
に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

水道法施行令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する 条例の一部を改正する条例

下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成25年下呂市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> （2） 学校教育法による大学<u>において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> （3） 学校教育法による短期大学<u>（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有</u>	（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （2） 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （3） 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>

改正後	改正前
する者（<u>2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） （4）<u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> （5）<u>学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> （6）<u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> （7）<u>10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> （8）<u>第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専</u>	（4）<u>学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （5）<u>10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （6）<u>第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専</u>

改 正 後	改 正 前
攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては<u>2年以上</u>、第2号の卒業者にあっては<u>3年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業者にあっては<u>1年以上</u>、第2号の卒業者にあっては<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務</u>	攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては<u>1年以上</u>、第2号の卒業者にあっては<u>2年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する<u>もの</u> (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程<u>若しくは学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する<u>もの</u>

改 正 後	改 正 前
<u>に従事した経験を有する者に限る。)</u> 2 <u>簡易水道事業、給水人口が5万人以下である水道事業又は一日最大給水量が2万5千立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道（以下「簡易水道等」という。）については、前項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6</u>	2 <u>簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6か月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号の卒業生にあつては1年以上」とあるのは「第1号の卒業生にあつては6か月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6か月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</u>

改 正 後	改 正 前
<u>月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「３年</u> <u>６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第６号中「８年</u> <u>以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第７号中「１０年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第８号中「２年以上、第２号の卒業者にあつては３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第１号の卒業者にあつては１年以上、第２号の卒業者にあつては１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「１年以上、第２号の卒業者にあつては１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第９号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の２分の１以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の２分の１以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、</u>	

改 正 後	改 正 前
同項第10号中「<u>1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>」とあるのは「<u>6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>」と、同項第11号中「<u>3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>」とあるのは「<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>」とそれぞれ読み替えるものとする。 （水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1） <u>前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程あつては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （2） <u>前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当</u>	（水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1） <u>前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者に必要な資格を有する者</u> （2） <u>前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関</u>

改 正 後	改 正 前
する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、<u>同項第5号</u>に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) (略) (4) <u>前条第1項第1号、第3号又は第5号</u>に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>課程</u>並びにこれらに相当する<u>課程</u>以外の<u>課程</u>を修めて卒業した後、同項第1号の卒業者にあっては5年以上、同項第3号の卒業者にあっては7年以上、<u>同項第5号</u>の卒業者にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号</u>に規定する<u>課程</u>又は前号に規定する<u>課程</u>に相当する<u>課程</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) (略) (7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第</u>	する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、<u>同項第4号</u>に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) (略) (4) <u>前条第1項第1号、第3号及び第4号</u>に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目</u>並びにこれらに相当する<u>学科目</u>以外の<u>学科目</u>を修めて卒業した後、同項第1号の卒業者にあっては5年以上、同項第3号の卒業者にあっては7年以上、<u>同項第4号</u>の卒業者にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、<u>第2号</u>に規定する<u>学科目</u>又は前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) (略)

改 正 後	改 正 前
<u>二次試験のうち上下水道部門に合格した者</u> <u>(選択科目として上水道及び工業用水道を</u> <u>選択したものに限る。)</u>であって、<u>1年以上</u> <u>水道に関する技術上の実務に従事した経験</u> <u>を有する者</u> <u>(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2</u> <u>項の規定による土木施工管理に係る一級の</u> <u>技術検定に合格した者</u>であって、<u>3年以上</u> <u>水道に関する技術上の実務に従事した経験</u> <u>を有する者</u> 2 <u>簡易水道等</u>については、前項第1号中「<u>3</u> <u>年以上</u>」とあるのは「<u>1年6月以上</u>」と、「<u>5</u> <u>年以上</u>」とあるのは「<u>2年6月以上</u>」と、「<u>7</u> <u>年以上</u>」とあるのは「<u>3年6月以上</u>」と、同 項第2号中「<u>4年以上</u>」とあるのは「<u>2年以</u> <u>上</u>」と、「<u>6年以上</u>」とあるのは「<u>3年以上</u>」 と、「<u>8年以上</u>」とあるのは「<u>4年以上</u>」と、 同項第3号中「<u>10年以上</u>」とあるのは「<u>5</u> <u>年以上</u>」と、同項第4号中「<u>5年以上</u>」とあ るのは「<u>2年6月以上</u>」と、「<u>7年以上</u>」とあ るのは「<u>3年6月以上</u>」と、「<u>9年以上</u>」とあ るのは「<u>4年6月以上</u>」と、同項第5号中「最 低経験年数以上」とあるのは「<u>最低経験年数</u> <u>の2分の1以上</u>」と、同項第7号中「<u>1年以</u> <u>上</u>」とあるのは「<u>6月以上</u>」と、同項第8号 中「<u>3年以上</u>」とあるのは「<u>1年6月以上</u>」 <u>とそれぞれ読み替えるものとする。</u>	2 <u>簡易水道</u>については、前項第1号中「<u>簡易</u> <u>水道以外の水道</u>」とあるのは「<u>簡易水道</u>」と、 同項第2号中「<u>4年以上</u>」とあるのは「<u>2年</u> <u>以上</u>」と、「<u>6年以上</u>」とあるのは「<u>3年以</u> <u>上</u>」と、「<u>8年以上</u>」とあるのは「<u>4年以上</u>」 と、同項第3号中「<u>10年以上</u>」とあるのは「<u>5</u> <u>年以上</u>」と、同項第4号中「<u>5年以上</u>」とあ るのは「<u>2年6か月以上</u>」と、「<u>7年以上</u>」 とあるのは「<u>3年6か月以上</u>」と、「<u>9年以</u> <u>上</u>」とあるのは「<u>4年6か月以上</u>」と、同項 第5号中「<u>最低経験年数以上</u>」とあるのは「<u>最</u> <u>低経験年数の2分の1以上</u>」とそれぞれ読み 替えるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

水道法施行令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 水道、簡易水道等における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が緩和されたため、関係条文を改めます。

(第3条、第4条関係)

- (2) この条例は、令和7年4月1日から施行します。

(附則関係)